

[事案 27-163] 契約無効請求

・平成 28 年 5 月 23 日 和解成立

<事案の概要>

契約時、募集人による不告知教唆があったことを理由に、告知義務違反により解除された契約を無効とし、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 3 月に新商品への転換を勧められて申込み、診査医に対し告知をしたところ、申込みは不承諾となったうえ、平成 26 年 3 月に契約した利率変動型積立終身保険について、告知義務違反により契約を解除された。以下の理由により、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

- (1)平成 26 年の勧誘時に、自分は、募集人に対し、完治はしているが C 型肝炎の既往症があることと、糖尿病の治療のため通院していることを話している。
- (2)平成 26 年の勧誘時に、募集人は、自分に対し、告知書の質問にはすべて「いいえ」と回答し過去に入院した経験があるとは診査医に言わないよう指示し、不告知教唆があった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人の既往症を聴いておらず、不告知教唆の事実はない。
- (2)申立人には告知義務違反があるので、解除は有効である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人に不適切な行為があったかどうかなど告知時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効および既払込保険料の返還は認められないが、募集人が申立人に対して告知の重要性を十分に説明しなかったと認められ、募集人の述べた内容にも疑問が生じる部分があったこと、本件契約の告知義務違反が発覚した端緒が転換の申込みに伴う告知であったことといった事情を総合的に考慮し、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。